

奈良県公安委員会告示第45号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により公示する。

平成29年5月12日

奈良県公安委員会

委員長 植野康夫

1 警備員指導教育責任者講習に係る警備業務の区分、実施期日及び実施場所

(1) 警備員指導教育責任者講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務

(2) 実施期間

平成29年7月3日（月）から同月12日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の8日間

(3) 実施時間

午前9時から午後5時まで。ただし、初日は、午前9時30分から午前9時50分まで受付を行い、午前10時から実施する。

(4) 実施場所

橿原市大久保町320番地の11 奈良県社会福祉総合センター

2 定員

25名

3 受講対象者

受講対象者は、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 最近5年間に法第2条第1項第1号に規定する警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（法第2条第1項第1号に規定する警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（法第2条第1項第1号に規定する警備業

務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上法第2条第1項第1号に規定する警備業務に従事しているもの

- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(法第2条第1項第1号に規定する警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(法第2条第1項第1号に規定する警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上法第2条第1項第1号に規定する警備業務に従事しているもの

4 受講申込手続

(1) 受講の事前申出

講習を受けようとする者(以下「受講者」という。)は、平成29年6月12日(月)から同月16日(金)までの午前9時から午後5時までの間に、奈良県警察本部生活安全部生活安全企画課(以下「警察本部生活安全企画課」という。)に対し、電話(受付電話番号0742-23-0110内線3043)による事前申出を行い、講習受理番号を取得すること。

なお、この申出は、受講者本人による先着順とし、定員になり次第受付を終了する。

(2) 受講の申込み

ア 申込期間

平成29年6月26日(月)から同月30日(金)までの午前9時から午後5時まで

イ 申込場所

奈良県内の警察署(田原本警察庁舎、宇陀警察庁舎、御所警察庁舎、十津川警察庁舎及びさくら警察庁舎を含む。以下同じ。)の生活安全課(係)。ただし、奈良県外に居住する者にあっては、警察本部生活安全企画課においても申込みを行うことができる。

ウ 提出書類

次の書類を受講者本人又はその代理人がイの場所に直接持参して受講を申し込むこと。この場合において、(1)により取得した講習受理番号を受付担当者に申し出ること。

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（申込書提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真1枚を貼り付けたもの） 1通

(イ) 受講対象者に該当することを疎明する次のいずれかの書面

a 3(1)に該当する者については、最近5年間に法第2条第1項第1号に規定する警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面及び履歴書 各1通

b 3(2)に該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し 1通

c 3(3)に該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上法第2条第1項第1号に規定する警備業務に従事していることを疎明する警備業者等の作成に係る書面 各1通

d 3(4)に該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し 1通

e 3(5)に該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上法第2条第1項第1号に規定する警備業務に従事していることを疎明する警備業者等の作成に係る書面 各1通

(ウ) 代理人が受講申込みを行う場合にあっては、受講者本人の委任状 1通

5 講習手数料

47,000円（受講申込みのときに奈良県収入証紙で納付すること。）

なお、受講申込みをした講習を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 講習業務の委託

講習は、一般社団法人奈良県警備業協会（奈良市法蓮町421番地の4）に委託して実施する。

7 その他

(1) 携行品

筆記具

(2) 問合せ先

ア 奈良県内の警察署生活安全課（係）

イ 警察本部生活安全企画課